

議案第 1 号

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額
について

選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額を次のように定める。

令和 7 (2025) 年 6 月 18 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

改正内容

○ 選挙運動に従事する者に支給することができる額の基準

〈実費弁償〉

	現行	改正後
宿 泊 料	1 夜につき 12,000 円 (食事料 2 食分含む)	1 夜につき 23,000 円 (食事料 2 食分含む)
弁 当 料	1 食につき 1,000 円 1 日につき 3,000 円	1 食につき 1,500 円 1 日につき 4,500 円
茶 菓 料	1 日につき 500 円	1 日につき 1,000 円

〈報酬〉

	現行	改正後
事 務 員	10,000 円	15,000 円
車上等運動員	15,000 円	20,000 円
手話通訳者	15,000 円	20,000 円
要約筆記者	15,000 円	20,000 円

○ 選挙運動のために使用する労務者に支給することができる額の基準

〈実費弁償〉

	現行	改正後
宿 泊 料	1 夜につき 10,000 円 (食事料を除く)	1 夜につき 20,000 円 (食事料を除く)

○ その他所要の改正

○選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額

栃木県選挙管理委員会告示第〇号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第129条第1項及び第4項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら公職選挙法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は公職選挙法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者（以下「事務員等」という。）に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のように定め、令和7年 月 日以降その期日を公示され又は告示される選挙について適用する。

なお、選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の最高額及び報酬の最高額に関する告示（平成28年栃木県選挙管理委員会告示第34号）は廃止する。

令和7年 月 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (4) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - (5) 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき23,000円
 - (6) 弁当料 1食につき1,500円、1日につき4,500円
 - (7) 茶菓料 1日につき1,000円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - (1) 基本日額 10,000円
 - (2) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 1の(1)から(4)までに掲げる額
 - (2) 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき20,000円
- 4 選挙運動に従事する者（事務員等に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額
 - (1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき15,000円
 - (2) 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 1日につき20,000円

議案第 2 号

不在者投票を行うことができる施設の指定について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定するものとする。

令和 7 （2025）年 6 月18日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

種 類	名 称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人栃木老人ホーム 特別養護老人ホームいぶきの里	栃木市吹上町777-1

（施設概要は別添資料のとおり）

不在者投票を行うことができる施設

R7(2025).6.18現在

施設類型	施設の設置根拠	指定区分	指定施設数	対象施設数 (注)	備考
病院		選管	155	181	
病院	医療法		96	106	
介護老人保健施設	介護保険法		55	63	
介護医療院	介護保険法		4	12	
老人ホーム		選管	200	404	
養護老人ホーム	老人福祉法第20条の4		8	10	
特別養護老人ホーム	老人福祉法第20条の5		165	238	
軽費老人ホーム	老人福祉法第20条の6		13	26	
有料老人ホーム	老人福祉法第29条		14	130	※指定施設数にはサービス付き高齢者向け住宅を含む。
原子爆弾被爆者養護ホーム		選管	0	0	
国立保養所		政令	0	0	
身体障害者支援施設		選管	9		公選法施行令50条において「専ら身体障害者を入所させる施設」との限定があり、名簿等による施設数と指定対象施設数が必ずしも一致しないため斜線を引いています。
身体障害者福祉施設	障害者総合支援法第5条		9		
福祉ホーム	障害者総合支援法第5条		0		
保護施設		選管	2	2	
救護施設	生活保護法第38条		2	2	
更正施設			0	0	
刑事施設		政令	5	5	
留置施設		政令	19	19	日光、大田原、矢板、那須烏山、茂木、那珂川警察署(留置施設閉鎖)を含む
少年院		政令	1	1	
少年鑑別所		政令	1	1	
婦人補導院		政令	0	0	
計			392	613	

(注) 病院・診療所名簿(令和7年4月1日現在)を参照

調 査 年 月 日	令和 7 (2025) 年 6 月 6 日																												
施 設 名 (ふ り が な)	(とくべつようごろうじんほーむいぶきのさと) 特別養護老人ホームいぶきの里																												
所 在 地	(〒 3 2 8 - 0 1 2 5) 栃木県栃木市吹上町 7 7 7 - 1 (電話 0 2 8 2 - 2 5 - 8 1 4 7)																												
開 設 者	社会福祉法人栃木老人ホーム																												
施設の長の職氏名	職名 施設長 氏 名 藤田 正人																												
同職務代理者の職氏名	職名 事務長 氏 名 中田 安孝																												
事 務 長	中田 安孝																												
開 設 年 月 日	令和 7 (2025) 年 3 月 1 日																												
定員等の数 (単位)	2 9 名																												
入所 (院) 者の状況	1 住所等 ① 1 8 歳以上の者 ア. 地元市町村内 1 0 名 イ. 県内他市町村 名 ウ. 県外 名 計 1 0 名 ② 1 8 歳未満の者 0 名 合計 0 名 2 心身 (歩行困難者、認知症や視力障害者等) 等の状況 歩行困難者 1 0 名 (うち車いす利用者 7 名) 視覚障害者 名 (うち点字利用者 名) 認知症患者 名 3 平均年齢及び平均入所期間 平均年齢 9 0 歳 平均入所期間 5 2 日 程度 4 施設全体において投票可能と思料される者 1 0 名																												
職 員 構 成	1 日中の勤務人数 平日 1 3 人、土日 7 人 2 主な職種の人数、常勤・非常勤の別 <table border="0"> <tr> <td>施設の長</td><td>1 名</td> <td>事務長</td><td>1 名</td> </tr> <tr> <td>医師</td><td>1 名</td> <td>事務職</td><td>0 名</td> </tr> <tr> <td>(うち非常勤</td><td>1 名)</td> <td>(うち非常勤</td><td>名)</td> </tr> <tr> <td>看護職</td><td>2 名</td> <td>介護職</td><td>1 0 名</td> </tr> <tr> <td>(うち非常勤</td><td>名)</td> <td>(うち非常勤</td><td>2 名)</td> </tr> <tr> <td>その他</td><td>4 名</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">合 計 1 9 名</td> </tr> </table>	施設の長	1 名	事務長	1 名	医師	1 名	事務職	0 名	(うち非常勤	1 名)	(うち非常勤	名)	看護職	2 名	介護職	1 0 名	(うち非常勤	名)	(うち非常勤	2 名)	その他	4 名			合 計 1 9 名			
施設の長	1 名	事務長	1 名																										
医師	1 名	事務職	0 名																										
(うち非常勤	1 名)	(うち非常勤	名)																										
看護職	2 名	介護職	1 0 名																										
(うち非常勤	名)	(うち非常勤	2 名)																										
その他	4 名																												
合 計 1 9 名																													
投票を記載する場所	2 階 (多目的室) 5 0 . 5 4 m ²																												
指定を受ける意思	あり																												

栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

総合政策部市町村課

1 改正の趣旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正に伴い、選挙長等の報酬の額を改定するため、所要の改正をするものである。

2 改正の概要

区 分	報 酬 額
選挙長、選挙分会長及び審査分会長	日額 12,200円 (現行 10,800円)
選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人	日額 10,100円 (現行 8,900円)

3 施行期日

公布の日

追第2号議案

栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栃木県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬の額) 第2条 選挙管理委員、臨時に選挙管理委員に充てられた者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 日額<u>12,200円</u> (5) 選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人 日額<u>10,100円</u>	(報酬の額) 第2条 選挙管理委員、臨時に選挙管理委員に充てられた者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 日額<u>10,800円</u> (5) 選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人 日額<u>8,900円</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部改正について

総合政策部市町村課

1 改正の趣旨

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、選挙運動用ビラの作成等の公費負担に係る限度額を引き上げるため、所要の改正をするものである。

2 改正の概要

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額について、国政選挙に準じて引き上げるものである。

(1) 選挙運動用ビラの作成

区 分	1 枚 当 た り の 単 価
ビラの作成枚数が 50,000枚以下の場合	8円38銭（現行7円73銭）
ビラの作成枚数が 50,000枚超の場合	$\frac{(\text{現行}386,500\text{円}) + (\text{現行}5\text{円}18\text{銭}) \times (\text{作成枚数} - 50,000\text{枚})}{\text{ビラ作成枚数}}$

(2) 選挙運動用ポスターの作成

区 分	1 枚 当 た り の 単 価
選挙区におけるポスター掲示場の数が 500以下の場合	$\frac{(\text{現行}541\text{円}31\text{銭}) + 586\text{円}88\text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$
選挙区におけるポスター掲示場の数が 500超の場合	$\frac{(\text{現行}586,905\text{円}) + (\text{現行}28\text{円}35\text{銭}) \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。
- (2) 所要の経過措置を規定する。

追第3号議案

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年6月16日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年栃木県条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超えるときは、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じそれぞれ同項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 8 円38銭 (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 41万9,000 円と5 円62銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超えるときは、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じそれぞれ同項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7 円73銭 (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 38万6,500 円と5 円18銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1 銭未満の端数がある場合には、その端数は、1 銭とする。）

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超えるときは、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 31万6,250円と586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 60万9,690円と30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超えるときは、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 31万6,250円と541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）

(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 58万6,905円と28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

第 27 回参議院議員通常選挙（栃木県選出議員選挙）

立候補予定者説明会出席陣営

開催日：令和 7（2025）年 6 月 12 日（木）

場 所：栃木県庁本館 6 階大会議室 2

（氏名五十音順）

ふりがな 氏名（戸籍名）	新現元	所属党派
いたづ 板津 ゆか 由華	新	立憲民主党
おおもり 大森 のりあき 紀明	新	参政党
くぼてら 久保寺 のりお 教男	新	無所属
たかはし 高橋 かつのり 克法	現	自由民主党
ふくだ 福田 みちお 道夫	新	日本共産党

選挙人名簿登録者数(令和7(2025)年6月1日現在)

栃木県選挙管理委員会

市町名	男	女	計	R7(2025).3.1 比較増減	市町名	男	女	計	R7(2025).3.1 比較増減
宇都宮市	213,597	213,987	427,584	▲ 97	上三川町	13,092	12,427	25,519	▲ 28
足利市	57,146	59,969	117,115	▲ 293	河内郡計	13,092	12,427	25,519	▲ 28
栃木市	63,554	64,604	128,158	▲ 209	益子町	9,140	9,182	18,322	▲ 15
佐野市	46,802	48,066	94,868	▲ 66	茂木町	5,071	5,125	10,196	▲ 61
鹿沼市	38,829	39,724	78,553	▲ 132	市貝町	4,825	4,619	9,444	▲ 35
日光市	31,637	33,258	64,895	▲ 183	芳賀町	6,484	6,356	12,840	▲ 7
小山市	68,143	67,398	135,541	▲ 2	芳賀郡計	25,520	25,282	50,802	▲ 118
真岡市	31,951	31,027	62,978	▲ 118	壬生町	15,803	16,382	32,185	19
大田原市	28,490	29,095	57,585	▲ 118	野木町	10,478	10,670	21,148	▲ 36
矢板市	12,874	13,151	26,025	▲ 45	下都賀郡計	26,281	27,052	53,333	▲ 17
那須塩原市	47,970	48,672	96,642	▲ 33	塩谷町	4,345	4,361	8,706	▲ 39
さくら市	18,217	17,947	36,164	16	高根沢町	12,850	11,535	24,385	▲ 32
那須烏山市	10,290	10,281	20,571	▲ 87	塩谷郡計	17,195	15,896	33,091	▲ 71
下野市	24,706	25,227	49,933	▲ 80	那須町	10,301	10,486	20,787	▲ 79
市 部 計	694,206	702,406	1,396,612	▲ 1,447	那珂川町	6,394	6,179	12,573	▲ 55
					那須郡計	16,695	16,665	33,360	▲ 134
					郡 部 計	98,783	97,322	196,105	▲ 368
					県 計	792,989	799,728	1,592,717	▲ 1,815
					(参考)				
					R7(2025).3.1 現在登録者数	793,969	800,563	1,594,532	R7(2025).3.1
					比較増減	▲ 980	▲ 835	▲ 1,815	定時登録

選挙人名簿登録者数(令和7(2025)年6月1日現在)

〔衆議院小選挙区別〕

栃木県選挙管理委員会

選挙区	市町名		男	女	計	R7(2025).3.1 比較増減	選挙区	市町名		男	女	計	R7(2025).3.1 比較増減
第一区	宇都宮市 (宇都宮地区)		195,273	195,357	390,630	▲ 63	第四区	小山市		68,143	67,398	135,541	▲ 2
	河内郡	上三川町	13,092	12,427	25,519	▲ 28		真岡市		31,951	31,027	62,978	▲ 118
		計	13,092	12,427	25,519	▲ 28		下野市		24,706	25,227	49,933	▲ 80
	市部計		195,273	195,357	390,630	▲ 63		芳賀郡	益子町	9,140	9,182	18,322	▲ 15
	郡部計		13,092	12,427	25,519	▲ 28			茂木町	5,071	5,125	10,196	▲ 61
	第一区計		208,365	207,784	416,149	▲ 91			市貝町	4,825	4,619	9,444	▲ 35
	宇都宮市 (上河内、河内地区)		18,324	18,630	36,954	▲ 34			芳賀町	6,484	6,356	12,840	▲ 7
鹿沼市		38,829	39,724	78,553	▲ 132	計			25,520	25,282	50,802	▲ 118	
第二区	日光市		31,637	33,258	64,895	▲ 183		下都賀郡	壬生町	15,803	16,382	32,185	19
	さくら市		18,217	17,947	36,164	16			野木町	10,478	10,670	21,148	▲ 36
	塩谷郡	塩谷町	4,345	4,361	8,706	▲ 39	計		26,281	27,052	53,333	▲ 17	
		高根沢町	12,850	11,535	24,385	▲ 32	市部計		124,800	123,652	248,452	▲ 200	
		計	17,195	15,896	33,091	▲ 71	郡部計		51,801	52,334	104,135	▲ 135	
	市部計		107,007	109,559	216,566	▲ 333	第四区計		176,601	175,986	352,587	▲ 335	
	郡部計		17,195	15,896	33,091	▲ 71	第五区	足利市	57,146	59,969	117,115	▲ 293	
	第二区計		124,202	125,455	249,657	▲ 404		栃木市	63,554	64,604	128,158	▲ 209	
	大田原市		28,490	29,095	57,585	▲ 118		佐野市	46,802	48,066	94,868	▲ 66	
	矢板市		12,874	13,151	26,025	▲ 45		第五区計	167,502	172,639	340,141	▲ 568	
那須塩原市		47,970	48,672	96,642	▲ 33	栃木県		市部計	694,206	702,406	1,396,612	▲ 1,447	
那須烏山市		10,290	10,281	20,571	▲ 87		郡部計	98,783	97,322	196,105	▲ 368		
那須郡	那須町	10,301	10,486	20,787	▲ 79		県 計	792,989	799,728	1,592,717	▲ 1,815		
	那珂川町	6,394	6,179	12,573	▲ 55		(参考)						
	計	16,695	16,665	33,360	▲ 134								
市部計		99,624	101,199	200,823	▲ 283								
郡部計		16,695	16,665	33,360	▲ 134	R7(2025).3.1 現在登録者数		793,969	800,563	1,594,532	R7(2025).3.1		
第三区計		116,319	117,864	234,183	▲ 417	比較増減		▲ 980	▲ 835	▲ 1,815	定時登録		

在外選挙人名簿登録者数(令和7(2025)年6月登録日現在)

栃木県選挙管理委員会

市町名	令和7(2025)年6月登録日現在登録者数			令和7(2025)年3月 登録日現在登録者数	比較増減
	男	女	計		
宇都宮市	134	173	307	295	12
足利市	29	44	73	73	0
栃木市	16	34	50	50	0
佐野市	14	30	44	43	1
鹿沼市	16	32	48	47	1
日光市	17	25	42	42	0
小山市	28	36	64	63	1
真岡市	18	25	43	43	0
大田原市	11	17	28	28	0
矢板市	6	6	12	12	0
那須塩原市	15	36	51	51	0
さくら市	5	6	11	11	0
那須烏山市	5	6	11	14	▲ 3
下野市	11	18	29	28	1
市 計	325	488	813	800	13
上三川町	6	4	10	11	▲ 1
益子町	5	7	12	11	1
茂木町	2	4	6	6	0
市貝町	1	5	6	6	0
芳賀町	1	0	1	1	0
壬生町	4	6	10	10	0
野木町	2	9	11	8	3
塩谷町	1	5	6	6	0
高根沢町	25	11	36	38	▲ 2
那須町	8	8	16	16	0
那珂川町	2	4	6	6	0
町 計	57	63	120	119	1
県 計	382	551	933	919	14